

マイナ救急の本格運用を開始します

1 概要

前橋市消防局では、令和4年度、令和6年度及び令和7年度に、総務省消防庁と連携し「マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化に向けた実証事業」を実施してきました。

全国的に令和8年度中の本格運用が予定されている中、本市において運用体制の準備が整ったことからマイナンバーカードを活用した「マイナ救急」の本格運用を開始します。

2 目的・意義

救急現場において傷病者の医療情報を的確に把握し、適切な医療につなげるとともに、救急業務の円滑化を図ることを目的としています。

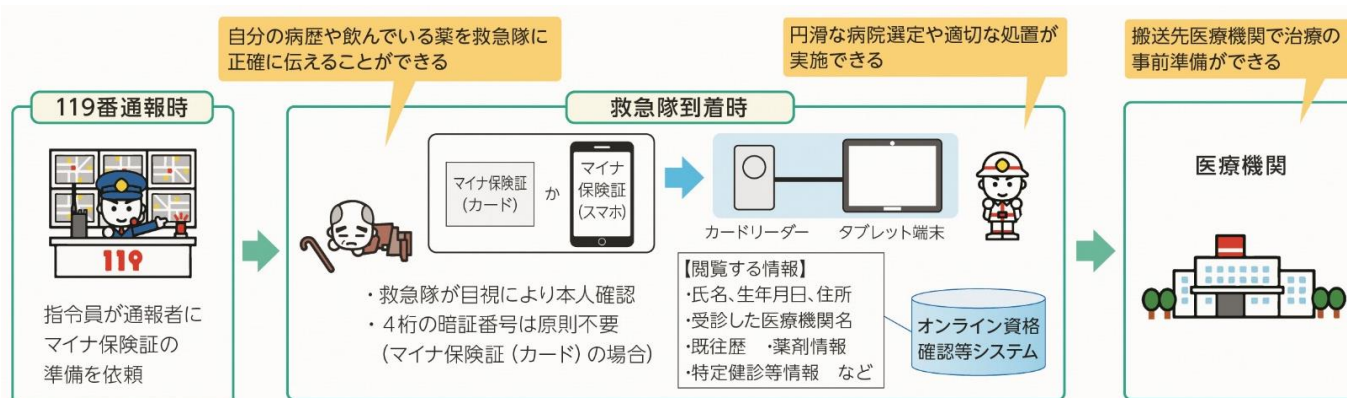
特に、意識障害のある場合や聴き取りが困難な傷病者、呼吸苦等により会話が難しい方などに対しては、マイナンバーカードを活用することで、受診歴や処方薬などの情報を迅速かつ正確に把握することが可能となります。

これにより、適切な搬送先医療機関の選定につながり、傷病者の負担軽減を図るとともに、救急活動の円滑化に寄与するものです。

3 運用開始日

6月1日（月）から

4 マイナ救急の流れ



5 お願い

救急車を呼ぶような緊急時には、自身の医療情報を救急隊員に正確に伝えることが難しい場合があります。もしもの時に備え、マイナ保険証の携行をお願いします。



担 当 救急課救急企画係

担当者 小針・庭山

電 話 027-220-4513（内線：81-1362）